

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県防災対策基金条例	8
◎高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例	8
◎高知県国民健康保険財政調整基金条例	10
◎高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	11
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	21
◎知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	22
◎高知県税条例の一部を改正する条例	22
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	22
◎高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	22
◎高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例	23
◎高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例	24
◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	24
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	26
◎高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	26
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	27
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	27
◎高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
◎高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
◎高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	28
◎高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	28

◎高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	33
◎高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	36
◎高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	37
◎高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	37
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	37
◎高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	44
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	44
◎高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	56
◎高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	57
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	57
◎高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	57
◎高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	57
◎高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	58
◎高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例	58
◎高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例	58
◎土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例	58
◎高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例	59
◎高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例	59
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	59
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	60
◎高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	60
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	60
◎高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例	63
◎高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例	63
◎高知県土地開発基金条例を廃止する条例	63

公布された条例のあらまし

◆高知県防災対策基金条例（高知県条例第1号）

1 条例制定の目的

災害から県民の生命、身体及び財産を守り、地域の実情に応じた防災対策を一層推進するため、高知県防災対策基金を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。（第4条）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

県内において必要な歯科衛生士の確保及び充実を図ることを目的として、歯科衛生士養成施設に在学している者で、歯科衛生士の確保が必要な県内の医療機関において将来歯科衛生士の業務に従事しようとするものに対し、その修学を容易にするため、奨学金を貸し付けることができるようにすることとした。

2 主要な内容

- (1) 予算の範囲内で、文部科学大臣が指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事が指定した歯科衛生士養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、当該養成施設を卒業後知事が別に定める県内の医療機関（以下「県内指定医療機関」という。）において歯科衛生士の業務に従事しようとするものの中から選考の上、奨学金を貸し付けることができる。（第2条）
- (2) 奨学金として貸し付ける金額は、次の表に定める額とし、奨学金を貸し付ける期間は、当該養成施設の所定の修学期間とすること。（第3条第1項）

区分		金額	
大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学（同法第108条第2項の大学をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。以下この表において同じ。）	国公立	月額	45,000円
	私立	月額	54,000円
短期大学	国公立	月額	45,000円
	私立	月額	53,000円
大学又は短期大学以外のもの	国公立	月額	45,000円

私立	月額	53,000円
----	----	---------

- (3) 奨学金は、当該奨学金の貸付けを受けている間（奨学金の貸付けを一時停止されている間を含む。）は、無利子とすること。（第3条第2項）
- (4) 奨学金の貸付けの一時停止、再開及び取消しについて定めること。（第4条から第6条まで）
- (5) 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、養成施設を卒業したとき又は奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに奨学金を償還しなければならないが、知事が特に必要があると認めるときは、奨学金を貸し付けた期間の2倍に相当する期間で、分割償還ができること。（第7条）
- (6) 借受者が養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事するとき等は、奨学金の償還を猶予すること。（第8条）
- (7) 借受者が養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき等は、奨学金の償還を免除すること。（第9条）
- (8) 借受者が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき奨学金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利子を徴収すること。（第10条）
- (9) この条例は、平成40年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険財政調整基金条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図るため、高知県国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、高知県国民健康保険事業特別会計の各会計年度において歳入歳出の決算上生じた剰余金（(2)において「決算剰余金」という。）のうち2分の1の額及び高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 決算剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として通次繰り越した金額を含む。）を控除して、これを計算するものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第3項）
- (4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (5) 次のいずれかに掲げる場合に限り、基金を処分することができる。（第4条）
 - ア 保険給付又は経済事情の変動等により、国民健康保険事業の財源に不足を生じたとき。

イ 市町村に対し、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるとき。
ウ ア及びイに掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上必要が生じたとき。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたこと等に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。

- (1) 基本方針（第4条）
- (2) 人員に関する基準（第5条）
- (3) 施設及び設備に関する基準（第6条及び第7条）
- (4) 運営に関する基準（第8条から第44条まで）
- (5) ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - ア 趣旨及び基本方針（第45条及び第46条）
 - イ 施設及び設備に関する基準（第47条）
 - ウ 運営に関する基準（第48条から第56条まで）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成30年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(10%) 1,098,000円
副知事	940,000円	(3%) 911,800円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(2%) 597,800円

常勤の監査委員	610,000円	(2%)	597,800円
教育長	780,000円	(2%)	764,400円

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

高知県特別職報酬等審議会の答申を踏まえて知事、副知事及び教育長の退職手当の支給割合を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的として設けた県民税の均等割の税率の特例について、その適用期限を5年延長することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）が一部改正され、併せて企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことを考慮し、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業を行う者が当該地域経済牽引事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得した場合における不動産取得税の課税免除措置の適用要件を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年12月22日から適用することとした。

◆高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴い、都道府県の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされたことを考慮し、高知県議会の議員の選挙における選挙運動のために使用するビラの作成について一定の範囲内で公営とするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成31年3月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正により汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認、汚染土壌処理業に係る法人の合併及び分割の承認並びに汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収するとともに、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料、砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査等に係る手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備及び装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料並びに建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の手数料の額を改定する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正により、新たに介護医療院が医療提供施設として位置づけられることを考慮し、奨学金の償還を免除する就業施設として県内の介護医療院及び介護老人保健施設を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正を考慮し、高知県国民健康保険事業特別会計を設置するとともに、高知県国民健康保険財政安定化基金の処分に係る要件等を定め、併せて高知県国民健康保険広域化等支援基金条例及び高知県国民健康保険調整交付金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める財政安定化基金拠出率が改定されることを考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める拠出率を改定するとともに、これまでの高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況を考慮

し、平成30年度及び平成31年度において、当該拠出率の特例を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正等を考慮し、旅館業におけるホテル営業の設備構造の基準と旅館営業の設備構造の基準とを旅館・ホテル営業の設備構造の基準に統合するとともに、設備構造の基準及び衛生措置の基準を緩和する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。

◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成11年厚生省令第43号）が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第135号）の施行により一部改正されることを考慮し、財政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、当該拠出率の特例を平成32年度まで延長することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部の施行及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正を考慮し、市町村に移管された指定居宅介護支援事業者の指定及び指定の更新に係る手数料の規定を削除するとともに、新たに介護医療院の開設の許可等の事務に係る手数料を徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関す

る基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置及び緊急時等の対応の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院又は診療所から転換する特別養護老人ホームに係る基準の特例を延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正を考慮し、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスに関する基準を定めるほか、訪問介護におけるサービス提供責任者等の役割の明確化に関する基準、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を実施する際の食堂要件の緩和に関する基準、特定施設入居者生活介護における身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準、福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の利用者への提示等に関する基準、療養病床等を有する病院又は診療所から転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設等に係る基準の特例を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正を考慮し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を削除し、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスに関する基準を定めるほか、一般病床の有床診療所が介護予防短期入所療養介護を実施する際の食堂要件の緩和に関する基準、介護予防特定施設入居者生活介護における身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準、介護予防福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の利用者への提示等に関する基準、療養病床等を有する病院又は診療所から転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設等に係る基準の特例を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置及び緊急時等の対応の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院又は診療所から転換する指定介護老人福祉施設に係る基準の特例を延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院又は診療所から転換する介護老人保健施設に係る基準の特例を延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院である指定介護療養型医療施設に係る基準の特例を延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正を考慮し、居宅訪問型児童発達支援に関する基準を新たに追加し、児童発達支援及び放課後等デイサービスに共生型障害児通所支援に関する基準を新たに追加するほか、指定児童発達支援事業所、基準該当通所支援事業所、指定医療型児童発達支

援事業所及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に関する基準を見直す等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正を考慮し、指定福祉型障害児入所施設における従業者の員数に関する特例及び設備に関する特例を廃止するほか、指定福祉型障害児入所施設における従業者の員数の基準等について必要な改正を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正を考慮し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）について、それぞれ共生型障害福祉サービスに関する基準を新たに追加し、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準を新たに追加するほか、指定生活介護事業者、共生型生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者及び共生型自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者及び共生型自立訓練（生活訓練）事業者に対して職場への定着のための支援の実施を義務付ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正を考慮し、指定障害者支援施設における従業者の員数に関する特例及び設備に関する特例を廃止する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正を考慮し、生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）事業者及び自立訓練（生活訓練）事業者に対して職場への定着のための支援の実施を義務付けるほか、就労移行支援事業者に対して通勤のための訓練の実施を義務付ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、福祉型障害児入所施設等の職員配置の基準について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期限が延長される方針が示されたことを考慮し、基金の設置期間を3年3月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

高知県消費者行政活性化基金事業が平成29年度末で完了する見込みとなったため、改めて基金の解散期日を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

高知県計量検定所を高知県工業技術センター計量検定室に組織改編することに伴い、必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）が一部改正されたことを考慮し、高知県農林業基本対策審議会の任務等について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例（高知県条

例第35号)

1 条例改正の目的
農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行により土地改良法（昭和24年法律第195号）が一部改正されたことを考慮し、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象として県が定めた土地改良事業計画において、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地を当該土地改良事業計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした者等から特別徴収金を徴収することができることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

1 条例改正の目的

地域環境保全基金の適切な管理等についての国からの通知に基づき、基金の失効期限を追加するほか、基金の一部を事業の経費に充てるため、基金を処分することができるようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

1 条例改正の目的

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の一部改正を考慮し、良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示等の禁止地域等に田園住居地域を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）

1 条例改正の目的

新たに春野総合運動公園の体育館に設置する冷暖房設備の利用に係る料金を定めるとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）の施行により都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）が一部改正されたことを考慮し、県が設置する都市公園における運動施設の敷地面積の割合に関する規定の追加をする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

1 条例改正の目的

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正を考慮し、田園住居地域における日影による中高層の建築物の高さの制限を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正を考慮し、田園住居地域における風俗営業等の規制を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査等に係る手数料、質屋営業法（昭和25年法律第158号）の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査に係る手数料、警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え等に係る手数料、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の規定に基づく変更届出証明書等の交付等に係る手数料、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査等に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく運搬証明書の交付に係る手数料、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定に基づく運搬証明書の書換えに係る手数料、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付に係る手数料及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するとともに、運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正を考慮し、運転免許等に係る手数料の額を改定する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例（高知県条例第43号）

1 条例の廃止

その目的を達成した高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例（高知県条例第44号）

1 条例の廃止

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県土地開発基金条例を廃止する条例（高知県条例第45号）

- 1 条例の廃止
その必要性が失われた高知県土地開発基金条例を廃止することとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成30年5月31日から施行することとした。

条 例

高知県防災対策基金条例をここに公布する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県防災対策基金条例

（設置）

第1条 災害から県民の生命、身体及び財産を守り、地域の実情に応じた防災対策を一層推進するため、高知県防災対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例

（目的）

第1条 この条例は、歯科衛生士を確保しようとする県内の地域において将来歯科衛生士の業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって県として必要な歯科衛生士の確保及び充実を図ることを目的とする。

（奨学金の貸付け）

第2条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸し付けることができる。

- (1) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）第12条の規定による文部科学大臣が指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事が指定した歯科衛生士養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、当該養成施設を卒業後知事が別に定める県内の医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）（以下「県内指定医療機関」という。）において歯科衛生士の業務に従事しようとするもの



であること。

(2) 勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件

2 知事は、毎年度予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸し付ける者を決定するものとする。

(奨学金の額等)

**第3条** 奨学金として貸し付ける金額は、次の表に定める額とし、奨学金を貸し付ける期間は、当該養成施設の所定の修学期間とする。

| 区分                                                                                     |     | 金額 |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|---------|
| 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学（同法第108条第2項の大学をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。以下この表において同じ。） | 国公立 | 月額 | 45,000円 |
|                                                                                        | 私立  | 月額 | 54,000円 |
| 短期大学                                                                                   | 国公立 | 月額 | 45,000円 |
|                                                                                        | 私立  | 月額 | 53,000円 |
| 大学又は短期大学以外のもの                                                                          | 国公立 | 月額 | 45,000円 |
|                                                                                        | 私立  | 月額 | 53,000円 |

2 奨学金は、当該奨学金の貸付けを受けている間（奨学金の貸付けを一時停止されている間を含む。）は、無利子とする。

(貸付けの一時停止)

**第4条** 知事は、奨学金の貸付けを受けている者が休学し、又は長期にわたって欠席しようとするときは、奨学金の貸付けを一時停止することができる。

(貸付けの再開)

**第5条** 知事は、前条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止した場合において、当該奨学金の貸付けを一時停止された者が復学し、又は長期にわたる欠席をやめたときは、奨学金の貸付けを再開することができる。

(貸付けの取消し)

**第6条** 知事は、奨学金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消すことができる。

(1) 第2条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 学業の成績又は品行が不良であると認めるとき。

(4) 病気又は負傷のため養成施設の卒業の見込みがないとき。

(5) 前条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開が認められないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金を貸し付けることが不相当であると認めるとき。

(償還)

**第7条** 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、養成施設を卒業した

とき又は前条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに、貸付けを受けた奨学金を償還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。第9条第1項において同じ。）の2倍に相当する期間に限り、奨学金を分割して償還させることができる。

3 前2項の規定により償還しなければならない奨学金には、規則で定めるところにより、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年3.0パーセント以内で知事が定める割合で計算した利息を付するものとする。ただし、県内の医療機関において歯科衛生士の業務に従事している間（次条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている場合において、県内の医療機関において歯科衛生士の業務に従事している間を含む。）（法第6条第1項の規定による歯科衛生士免許の申請手続中に当該県内の医療機関において就業し、継続して歯科衛生士の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した間を含む。）は、利息を付さないものとする。

4 前項の規定により利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(償還の猶予)

**第8条** 知事は、借受者が養成施設を卒業した後又は第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を猶予するものとする。ただし、第2号又は第3号の規定に該当する場合において、奨学金の償還を猶予する期間は、当該医療機関に就業した後2年間を限度とする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事する（法第6条第1項の規定による歯科衛生士免許の申請手続中に当該県内の指定医療機関において就業し、継続して歯科衛生士の業務に従事する場合を含む。）とき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて歯科衛生士の業務に継続して従事する（法第6条第1項の規定による歯科衛生士免許の申請手続中に当該医療機関において就業し、継続して歯科衛生士の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事する場合を含む。）とき。

(3) 第1号の場合において、当該県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて歯科衛生士の業務に継続して従事するとき。

(4) 前2号の場合において、当該医療機関において歯科衛生士の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事するとき。

(5) 第1号から前号までの場合において、借受者が他の養成施設に在学するため、歯科衛生士の業務に従事しなくなったとき。

(6) 養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、かつ、当該卒業後直ちに他の養成施設に在学するとき。

(7) 前2号の場合において、当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した後直ちに、又は当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した日から1年以内に県内指定医

療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の償還を猶予することが適当であると認めるとき。

(償還の免除)

**第9条** 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間（法第6条第1項の規定による歯科衛生士免許の申請手続中に当該県内指定医療機関において就業し、継続して歯科衛生士の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した期間を含む。第3号において同じ。）が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(2) 前条第2号又は第3号の県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて歯科衛生士の業務に継続して従事する者が、当該医療機関に就業した後2年以内に当該医療機関において歯科衛生士の業務に従事することをやめて、直ちに県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事する場合において、当該県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間（同号の県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて歯科衛生士の業務に継続して従事する者にあつては、当該期間と当該やめた県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事した期間とを通算した期間）が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(3) 前条第5号又は第6号の他の養成施設に在学する者が、当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した後直ちに、又は当該他の養成施設を退学し、若しくは卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に継続して従事した期間が奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

(4) 養成施設に在学する期間又は前3号の業務に継続して従事する期間中に死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき。

2 知事は、前条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている借受者が、前項第1号から第3号までの業務に継続して従事する期間中に県内指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事しなくなったときは、規則で定めるところにより、奨学金の一部の償還を免除することができる。

3 知事は、前2項に規定する場合のほか、奨学金の償還を免除することが適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(延滞利子)

**第10条** 借受者が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき奨学金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利子を計算する場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によるこの条例の失効の日（次項において「失効日」という。）以前において、第2条の規定により奨学金の貸付けを決定された者に係る当該奨学金の貸付けについては、同条から第6条まで及び第11条の規定は、当該奨学金の貸付けが終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

4 附則第2項の規定によるこの条例の失効の際現に償還の終わっていない奨学金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる第2条の規定により失効日後に貸付けをされる奨学金の償還については、第7条から第11条までの規定は、附則第2項の規定によるこの条例の失効後も、なおその効力を有する。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

高知県国民健康保険財政調整基金条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第3号

### 高知県国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

**第1条** 国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図るため、高知県国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 高知県国民健康保険事業特別会計の各会計年度において歳入歳出の決算上生じた剰余金（次項において「決算剰余金」という。）のうち2分の1の額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）

(2) 前号に掲げるもののほか、高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定めらるる額

2 決算剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として繰り越した金額を含む。）を控除して、これを計算する。

3 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保

管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、基金を処分することができる。

- (1) 保険給付又は経済事情の変動等により、国民健康保険事業の財源に不足を生じたとき。
- (2) 市町村に対し、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上必要が生じたとき。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

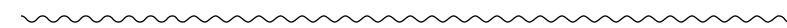
**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間、第2条第1項第2号中「高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」とあるのは「一般会計歳入歳出予算」と読み替えるものとする。



高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第4号**

**高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例**

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条）
- 第4章 施設及び設備に関する基準（第6条・第7条）
- 第5章 運営に関する基準（第8条－第44条）
- 第6章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
  - 第1節 趣旨及び基本方針（第45条・第46条）
  - 第2節 施設及び設備に関する基準（第47条）
  - 第3節 運営に関する基準（第48条－第56条）
- 第7章 雑則（第57条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定により、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

**第3条** 法第111条第1項から第3項までの条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第111条第2項の条例で定める介護医療院の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者に関する基準に関し、同条第4項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第5条（看護師の員数に係る部分を除く。）、第27条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項の規定による基準
- (2) 法第111条第3項の条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準に関し、同条第4項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第8条第1項（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第9条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第17条第4項から第6項まで、第19条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第22条第7項、第37条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第41条（第56条において読み替えて準用する場合を含む。）、第49条第6項から第8項まで及び第50条第8項の規定による基準
- (3) 法第111条第1項の条例で定める介護医療院の施設に関する基準、同条第2項の条例で定める介護医療院の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者に関する基準又は同条第3項の条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準に関し、同条第4項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章から第6章まで及び附則第2項から第7項までに定める基準のうち、前2号に定める規定による基準以外のもの

**第2章 基本方針**

（基本方針）

**第4条** 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区を含む。第7条第1項第1号を除き、以下同じ。））、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

**第3章 人員に関する基準**

（従業者の員数）

**第5条** 介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数

を300で除した数を加えて得た数以上

- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
  - (3) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
  - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
  - (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
  - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
  - (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
  - (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号から第3号まで及び第6項第2号の常勤換算方法とは、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合は、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合であって、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
  - (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
  - (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

#### 第4章 施設及び設備に関する基準

（施設の基準）

**第6条** 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所

- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族とが談話を楽しむことができる広さを有すること。
  - (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
  - (3) 浴室
    - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
    - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
  - (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
  - (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
  - (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（構造設備の基準）

**第7条** 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
  - ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - (ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第47条第4項第1号において同じ。）又は消防署長と相談の上、第33条第1項の防災対策マニュアルに入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - (イ) 第33条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間に行うこと。
    - (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条** 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。
- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録する方法

- イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 介護医療院は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第9条** 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第10条** 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、当該入所申込者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第11条** 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。
- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。
- (要介護認定の申請に係る援助)
- 第12条** 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認

定の有効期間の満了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

**第13条** 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

**第14条** 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

**第15条** 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際は、入所者から利用料の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負

担限度額）を限度とする。）

（2） 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合にあつては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

（3） 省令第14条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（4） 省令第14条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（5） 理美容代

（6） 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第11条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書等の交付）

**第16条** 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

**第17条** 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえて、当該入所者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に

実施すること。

7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

**第18条** 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える課題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、第5項の施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際は、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において同じ。）を行い、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に入所者に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（1）入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

（2）入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合  
12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

**第19条** 医師の診療の方針は、次に定めるところによるものとする。

（1）診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。

（2）診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

（3）常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

（4）検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。

（5）特殊な療法、新しい療法等については、省令第18条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならないこと。

（6）省令第18条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでないこと。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

**第20条** 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

**第21条** 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

**第22条** 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、当該入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な

方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護医療院は、入所者に対し、その負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

**第23条** 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。
  - 3 介護医療院は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
- （相談及び援助）

**第24条** 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

**第25条** 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- （入所者に関する市町村への通知）

**第26条** 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- （管理者による管理）

**第27条** 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

**第28条** 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護医療院の管理者は、その従業者に第8条から第26条まで及び次条から第43条まで

の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

**第29条** 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録を行うこと。
- (5) 第41条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。

（運営規程）

**第30条** 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入所定員
  - (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- （勤務体制の確保等）

**第31条** 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 介護医療院は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第32条** 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

**第33条** 介護医療院は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対す



る防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護医療院は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該介護医療院の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

**第34条** 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第33条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1) 省令第5条第2項第2号ロ及び省令第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務

(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高压ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院等）

**第35条** 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない

い。

（揭示）

**第36条** 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院及び協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

**第37条** 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

**第38条** 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

（苦情への対応）

**第39条** 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

**第40条** 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）

**第41条** 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じ

なければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第42条** 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第43条** 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 施設サービス計画
  - (2) 第13条第4項の居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
  - (3) 第14条第2項のサービスの提供の記録
  - (4) 第17条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての同条第5項の記録
  - (5) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (6) 第39条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
  - (7) 第41条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(暴力団の排除)

**第44条** 介護医療院の設置者、管理者その他当該介護医療院の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 介護医療院の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 介護医療院の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

**第6章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準**

**第1節 趣旨及び基本方針**

(趣旨)

**第45条** 第4条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

**第46条** ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

**第2節 施設及び設備に関する基準**

(施設及び設備の基準)

**第47条** ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット
  - ア 共同生活室
    - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
    - (イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
    - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
  - イ 洗面設備
    - (ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
    - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
  - ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 浴室
  - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 3 浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次のとおりとする。
  - (1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって

は、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第56条において読み替えて準用する第33条第1項の防災対策マニュアルに入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第56条において読み替えて準用する第33条第2項の規定による訓練については、同条第1項の防災対策マニュアルに従い、昼間及び夜間に行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上（廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（以下この号において「一部拡幅の場合」という。）にあっては、1.5メートル以上）とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上（一部拡幅の場合にあっては、1.8メートル以上）とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、

円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

### 第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

**第48条** ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際は、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 省令第46条第3項第3号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第46条第3項第4号の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、省令第46条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

**第49条** 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を

営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 ユニット型介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第50条** 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
  - 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
  - 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
  - 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
  - 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
  - 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
  - 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。  
(食事)

- 第51条** ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。  
(その他のサービスの提供)

- 第52条** ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
(運営規程)

- 第53条** ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

- 第54条** ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。
  - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
  - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
  - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

**第55条** ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

**第56条** 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第26条から第29条まで及び第33条から第44条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定中「介護医療院」とあるのは、「ユニット型介護医療院」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第53条」と、第19条第5号中「省令第18条第5号」とあるのは「省令第54条において準用する省令第18条第5号」と、同条第6号中「省令第18条第6号」とあるのは「省令第54条において準用する省令第18条第6号」と、第28条第2項中「第8条から第26条まで及び次条から第43条まで」とあるのは「第48条から第55条まで並びに第56条において読み替えて準用する第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第26条、次条及び第33条から第43条まで」と、第29条中「第18条」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第18条」と、同条第4号中「第39条第1項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第39条第1項」と、同条第5号中「第41条第2項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第41条第2項」と、第34条第2項第4号中「省令第33条第2項第4号」とあるのは「省令第54条において準用する省令第33条第2項第4号」と、第43条第2項第2号中「第13条第4項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第13条第4項」と、同項第3号中「第14条第2項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第14条第2項」と、同項第4号中「同条第5項」とあるのは「第49条第7項」と、同項第5号中「第26条」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第26条」と、同項第6号中「第39条第1項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第39条第1項」と、同項第7号中「第41条第2項」とあるのは「第56条において読み替えて準用する第41条第2項」と読み替えるものとする。

## 第7章 雑則

（委任）

**第57条** この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項第1号及び第47条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第7条第

1項第2号及び第47条第4項第2号の規定の適用については、第7条第1項第2号及び第47条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第6号ア及び第47条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項第1号及び第47条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第7条第1項第2号及び第47条第4項第2号の規定の適用については、第7条第1項第2号及び第47条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第6号ア及び第47条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第5号

#### 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、そ

の者に係る別表第1に掲げる給料月額から、知事にあつては当該給料月額の100分の10、副知事にあつては当該給料月額の100分の3に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

28 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の2に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第6号

##### 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の50」を「100分の48」に改め、同条第2号中「100分の36」を「100分の35」に改め、同条第3号中「100分の25」を「100分の24」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第7号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
付則第33条第1項中「平成29年度」を「平成34年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（検討）
- 知事は、国の税制の動向等を踏まえ必要があると認めるときは、付則第33条の規定について検討を加え必要な措置を講ずるものとする。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第8号

##### 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定事業施設」を「地域経済牽引事業施設」に改める。

第2条第2号中「同意集積区域」を「同意促進区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地促進法」を「地域未来投資促進法」に、「第7条第1項」を「第6条」に、「企業立地促進法第4条第2項第2号」を「地域未来投資促進法第4条第2項第1号」に、「集積区域を」を「促進区域を」に改め、同条第6号中「特定事業施設」を「地域経済牽引事業施設」に、「企業立地促進法第15条第2項」を「地域未来投資促進法第24条」に、「承認企業立地計画に従って設置した企業立地促進法第9条第1項に規定する特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「。次条第3項において「企業立地促進法省令」という。）第3条」を「第2条」に改める。

第3条第3項中「同意集積区域内」を「同意促進区域内」に、「特定事業施設」を「地域経済牽引事業施設」に、「企業立地促進法第5条第2項第6号」を「地域未来投資促進法第14条第1項」に、「指定集積業種であつて企業立地促進法省令第4条に規定するものに属する事業を行う者」を「承認地域経済牽引事業者」に改める。

第4条第1項第3号中「同意集積区域」を「同意促進区域」に、「企業立地促進法第5条第5項」を「地域未来投資促進法第4条第6項」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「特定事業施設」を「地域経済牽引事業施設」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年12月22日から適用する。  
（経過措置）
- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下この項において「改正法」という。）の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第3項の規定による承認（同法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。）を受けた同法第14条第1項に規定する企業立地計画（改正法附則第3条第2項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）及び改正法附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画（同条第2項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）に従つてこの条例による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例第2条第6号に規定する特定事業施設を設置した事業者についての当該特定事業施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及

びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第9号

#### 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第142条第1項第3号」を「第142条第1項第3号及び第4号」に、「高知県知事の選挙の場合に限る。以下」を「以下」に改める。

第5条中「（高知県知事の選挙の場合に限る。）」を削り、「第142条第1項第3号」を「第142条第1項第3号又は第4号」に、「同号」を「それぞれ同項第3号又は第4号」に改める。

第7条中「第142条第1項第3号」を「第142条第1項第3号又は第4号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を告示される高知県議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された高知県議会の議員の選挙については、なお従前の例による。



高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第10号

#### 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（高知県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条の3の表9の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

第25条の表中25の項を27の項とし、24の項を26の項とし、23の項を25の項とし、22の項を24の項とし、21の項を23の項とし、20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項を19の項とし、16の項を18の項とし、15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項を14の項とし、11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、6の項の次に次のように加える。

|   |                                                     |                            |          |
|---|-----------------------------------------------------|----------------------------|----------|
| 7 | 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審 | 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料 | 147,000円 |
|---|-----------------------------------------------------|----------------------------|----------|

|   |                                                                 |                                 |          |
|---|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------|
| 査 |                                                                 |                                 |          |
| 8 | 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 | 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定の変更認定申請手数料 | 134,000円 |

第25条の2の表中7の項を10の項とし、6の項を9の項とし、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項の次に次のように加える。

|   |                                                   |                       |      |
|---|---------------------------------------------------|-----------------------|------|
| 4 | 法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査       | 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料  | 12万円 |
| 5 | 法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 | 汚染土壌処理業者合併又は分割承認申請手数料 | 12万円 |
| 6 | 法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者の相続の承認の申請に対する審査          | 汚染土壌処理業者相続承認申請手数料     | 12万円 |

第30条の表4の項中「37,000円」を「33,900円」に改め、同表5の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

（高知県消防法関係手数料徴収条例の一部改正）

第2条 高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「53万円」を「57万円」に、「83万円」を「88万円」に、「101万円」を「107万円」に、「112万円」を「120万円」に、「142万円」を「152万円」に、「166万円」を「178万円」に、「388万円」を「407万円」に、「510万円」を「534万円」に、「629万円」を「649万円」に、「575万円」を「593万円」に、「725万円」を「747万円」に、「1,070万円」を「1,090万円」に改め、同表5の項中「41万円」を「42万円」に、「54万円」を「56万円」に、「70万円」を「73万円」に、「92万円」を「96万円」に、「104万円」を「109万円」に、「160万円」を「166万円」に、「182万円」を「190万円」に、「203万円」を「212万円」に、「49万円」を「53万円」に、「63万円」を「68万円」に、「99万円」を「103万円」に、「131万円」を「141万円」に、「172万円」を「178万円」に、「332万円」を「343万円」に、「406万円」を「419万円」に、「465万円」を「480万円」に、「910万円」を「932万円」に、「1,240万円」を「1,260万円」に、「1,700万円」を「1,730万円」に改め、同表7の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表9の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表11の項中「31万円」を「32万円」に、「43万円」を「46万円」に、「72万円」を「75万円」に、「96万円」を「102万円」に、「121万円」を「130万円」に、「295万円」を「315万円」に、「362万円」を「387万円」に、「417万円」を「446万円」に、「266万円」を「269万円」に、「319万円」を「323万円」に、「479万円」を「483万円」に改める。

第3条第1項第1号中「5,000円」を「6,500円」に改め、同項第2号中「3,400円」を「4,500円」に改め、同項第3号中「2,700円」を「3,600円」に改める。

第5条の表中「2,800円」を「2,900円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

第6条第1項第1号中「5,000円」を「5,700円」に改め、同項第2号中「3,400円」を「3,800円」に改める。

（高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正）

**第3条** 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「充てん設備」を「充填設備」に改め、同条第1項中「充てん設備による」を「充填設備による」に、「充てんの」を「充填の」に、「充てん設備の」を「充填設備の」に、「充てん設備許可手数料」を「充填設備許可手数料」に改め、同条第2項中「充てん設備の」を「充填設備の」に、「19,000円」を「17,000円」に、「充てん設備の」を「充填設備の」に、「充てん設備変更許可手数料」を「充填設備変更許可手数料」に改める。

第9条の見出しを「（充填設備完成検査手数料）」に改め、同条中「充てん設備の」を「充填設備の」に、「充てん設備完成検査手数料」を「充填設備完成検査手数料」に改める。

第10条の見出しを「（充填設備保安検査手数料）」に改め、同条中「充てん設備の」を「充填設備の」に、「充てん設備保安検査手数料」を「充填設備保安検査手数料」に改める。

（高知県建築士法施行条例の一部改正）

**第4条** 高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「16,900円」を「17,700円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中高知県消防法関係手数料徴収条例第2条の表7の項及び9の項の改正規定、第3条第1項の改正規定、第5条の表の改正規定並びに第6条第1項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後において第1条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例、第2条の規定による改正前の高知県消防法関係手数料徴収条例、第3条の規定による改正前の高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例又は第4条の規定による改正前の高知県建築士法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第11号**

**高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例**

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「県内の医療機関」を「県内の医療機関等」に、「診療所」を「診療所並びに同法第1条の6第1項に規定する介護老人保健施設及び同条第2項に規定する介護医療院」に、「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改める。

第7条第3項ただし書中「医療機関」を「医療機関等」に改める。

第8条ただし書中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同条第1号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改め、同条第2号中「県内指定医療機関以外の医療機関」を「県内指定医療機関等以外の医療機関等」に、「当該医療機関」を「当該医療機関等」に改め、同条第3号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に、「の医療機関」を「の医療機関等」に改め、同条第4号中「当該医療機関」を「当該医療機関等」に、「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改め、同条第7号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改める。

第9条第1項第1号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改め、同項第2号中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に、「の医療機関」を「の医療機関等」に、「当該医療機関」を「当該医療機関等」に改め、同項第3号及び同条第2項中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第12号**

**持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例**  
（高知県特別会計設置条例の一部改正）

**第1条** 高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|                                                            |                |
|------------------------------------------------------------|----------------|
| 高知県収入証紙の売りさばき代金並びに自動車取得税及び自動車税に係る始動票札交付料による歳入に伴う経理を明確にするため | 高知県収入証紙等管理特別会計 |
|------------------------------------------------------------|----------------|

|                                                            |                |
|------------------------------------------------------------|----------------|
| 高知県収入証紙の売りさばき代金並びに自動車取得税及び自動車税に係る始動票札交付料による歳入に伴う経理を明確にするため | 高知県収入証紙等管理特別会計 |
|------------------------------------------------------------|----------------|

|                                                     |                 |
|-----------------------------------------------------|-----------------|
| 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により国民健康保険に関する収入及び支出の経理を行うため | 高知県国民健康保険事業特別会計 |
|-----------------------------------------------------|-----------------|



に改める。

（高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正）

**第2条** 高知県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 貸付事業（第6条－第9条）
- 第3章 交付事業（第10条－第12条）
- 第4章 県による取崩し（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）

附則

### 第1章 総則

第1条中「国民健康保険の財政」を「国民健康保険財政」に、「を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。第4条において「一部改正法」という。）附則第6条第1項の規定に基づき」を「に資するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項の規定により」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

**第2条** 基金には、法第81条の2第2項及び第6項の規定により、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第21条の規定により基金に繰り入れる額及び算定政令第22条第2項の規定により算定した市町村から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の3倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

2 各年度において基金に積み立てる額は、知事が定めるところによるものとし、毎年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める。

3 法第81条の2第4項の規定により市町村から拠出金を徴収する場合における基金への積立ては、当該市町村が拠出金を納付する年度において行うものとする。当該年度に拠出金の全てが納付されない場合も、同様とする。

第5条中「基金の管理及び運用」を「この条例の施行」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の3章及び章名を加える。

### 第2章 貸付事業

（貸付けの要件及び額）

**第6条** 知事は、法第81条の2第9項第1号に規定する収納不足市町村に対し、算定政令第14条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

（償還方法）

**第7条** 前条の貸付けを受けた市町村は、借入総額について、当該借入れを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の2年後の年の4月1日の属する年度の末日までにおいて償還を行うものとする。ただし、次条の規定に基づき償還期限が延長された場合又は当該市町村が第9条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 市町村は、正当な理由がなく償還金を償還期限までに納付しなかったときは、当該

納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付すべき償還金の額に対して年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金を県に支払わなければならない。

3 前項の規定により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（償還期限の延長）

**第8条** 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により償還金の償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるものについては、貸付けを行った年度の初日の属する年の7年後の年の4月1日の属する年度の末日までの範囲内で貸付金の償還期限を延長することができる。

（繰上償還）

**第9条** 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

### 第3章 交付事業

（交付の要件及び額）

**第10条** 知事は、算定政令第17条第1項の要件を満たし、次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、同条第2項及び第3項の規定により算定した額を交付する。

（1）被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

（2）企業の倒産又は主要な生産物の価格の著しい低下等地域の産業に特別の事情が生じたこと。

（3）その他前2号に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

（拠出金）

**第11条** 各年度において、法第81条の2第4項の規定により県が市町村から徴収する拠出金の額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

3 知事は、第1項の規定により市町村の拠出金の額を算定した場合には、当該市町村に対して拠出金の額、拠出期限その他必要な事項を通知するものとする。

4 市町村は、正当な理由がなく拠出金を拠出期限までに納付しなかったときは、当該納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付すべき拠出金の額に対して年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金を県に支払わなければならない。

5 前項の規定により延滞金を計算する場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

（拠出金の徴収方法及び徴収期限の延長）

**第12条** 拠出金の徴収は、前条第1項の規定により算定した額について、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度に徴収することが困難であると認められる場合は、徴収期限を延長することができる。

### 第4章 県による取崩し

（取崩しの要件及び額）

**第13条** 知事は、法第81条の2第2項の規定に該当する場合に、算定政令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩す。

（繰入れ方法及び繰入れ期限の延長）

**第14条** 前条の規定により取り崩した額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の2年後の年の4月1

日の属する年度の末日までにおいて行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の7年後の年の4月1日の属する年度の末日までの範囲内で繰入れ期限を延長することができる。

#### 第5章 雑則

第4条中「平成30年4月1日以降において、一部改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費に充てるため、基金」を「法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け、同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付又は同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、基金の全部又は一部」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（運用益金の処理）

**第3条** 基金の運用から生ずる収益は、毎年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定めるところにより基金に積み立てるものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（基金の特例）

2 知事は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、法附則第25条の規定に基づき、基金を市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てることことができる。

（高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止）

**第3条** 高知県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年高知県条例第55号）は、廃止する。

（高知県国民健康保険調整交付金条例の廃止）

**第4条** 高知県国民健康保険調整交付金条例（平成17年高知県条例第77号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 第4条の規定による廃止前の高知県国民健康保険調整交付金条例の規定により市町村に交付された都道府県調整交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第13号

##### 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の41」を「10万分の40」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成30年度及び平成31年度の拠出率の特例）

3 平成30年度及び平成31年度においては、第2条の拠出率は、零とする。この場合において、第4条第1項の規定による政令第19条第1項に掲げる額は、零とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第14号

##### 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

高知県旅館業法施行条例（平成5年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「第1条第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「前項第4号の規定による」を「原則として男女別に分け、かつ、脱衣場を含む浴室の内部が浴室の外部から容易に見えない構造にする」に改め、同条を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「前項第6号の規定による」を「宿泊者の使用しやすい位置に設け、適当な数を有する」に改め、同条を同項第3号とし、同項第6号中「への共同便所の設置については、前項第7号の規定による」を「（その階の宿泊定員が5人未満の場合を除く。以下この条において同じ。）には、調理室及び配膳室から適当な距離を有する位置に、共同便所を設ける」に改め、同条を同項第4号とし、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を備えていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

第2条第3項中第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、同項第6号中「第1項第4号」を「前項第1号」に改め、同条を同項第3号とし、同項第7号を同項第4号とし、同項第8号中「第1項第6号」を「前項第3号」に改め、同条を同項第5号とし、同項第9号中「第1項第7号」を「前項第4号」に改め、同条を同項第6号とし、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「次のとおり」を「入浴設備について、レジオネラ症防止のため、別表の1の基準に適合させること」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とする。

第6条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 照明設備は、定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

第6条第1項第1号エ及びオを削り、同項第3号中「清潔に」を「常に清潔に」に改め、同条ア中「浴室、便所等」を「浴室等」に、「毎日」を「定期的に」に、「駆除」を「防除」に改め、同条イ中「毎日」を「定期的に」に改め、同条エ中「臭気」を「毎日清掃するとともに、ねずみ、昆虫等及び臭気」に改め、同条オ中「又はせっけん」を「、せっけん、ハンドソープ等」に改め、同条カ中「せっけん」を「せっけん、ハンドソープ等」に改め、同項第4号を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

**附 則**

この条例は、平成30年6月15日から施行する。



高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第15号**

**高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の39」を「10万分の42」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第16号**

**高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定」を削り、同条第2項中「、第79条の2第1項」及び「、指定居宅介護支援事業者」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

（介護医療院開設許可申請手数料等）

**第10条の2** 法第107条第1項の規定に基づき介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、1件につき63,000円の介護医療院開設許可申請手数料を県に納付しなければならない。

2 法第107条第2項の規定に基づき介護医療院の入所定員の変更の許可を受けようとする者は、1件につき33,000円の介護医療院変更許可申請手数料を県に納付しなければならない。

3 法第108条第1項の規定に基づき介護医療院の開設の許可の更新を受けようとする者は、1件につき9,000円の介護医療院許可更新申請手数料を県に納付しなければならない。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第17号**

**高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第3号中「第19条第3項及び第4項」を「第19条第3項から第5項まで」に改め、同条第4号中「規定による基準」を「基準」に改める。

第13条第12項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院又は」に改め、同項第1号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第19条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第18号**

**高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第3号中「第18条第4項及び第5項」を「第18条第4項から第6項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第5号中「規定による基準」を「基準」に改める。

第14条第6項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第18条に次の1項を加える。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第19号**

**高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第2号中「第38条第4項第1号ア(エ)」を「第38条第3項第1号及び第4項第1号ア(エ)」に、「第53条第4項第1号ア(エ)」を「第53条第3項第1号及び第4項第1号ア(エ)」に改め、同条第3号中「第17条第4項及び第5項」を「第17条第4項から第6項まで(これらの規定を第51条において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「(第45条)を「(第45条、第51条及び第55条)」に、「第30条及び第33条(これらの規定を)」を「第30条(第45条、第51条及び第55条)において読み替えて準用する場合を含む。)、第33条(」に、「第39条第6項及び第7項」を「第39条第6項から第8項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第4号中「規定による基準」を「基準」に改める。

第8条中「」及び「」を「」に、「場合、特別養護老人ホーム」を「場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第43条第2項(第55条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホーム」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に、「場合、地域密着型特別養護老人ホーム」を「場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム」に、「場合又は」を「場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は」に、「場合の」を「場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」に改め、「(第43条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)」を削る。

第9条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条第7項及び第14条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第17条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第24条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

**第24条の2** 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第13条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第37条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第39条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第48条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第8項から第10項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第20号**

**高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5款 基準該当居宅サービスに関する基準(第45条-第49条)」を

「第5款 共生型居宅サービスに関する基準(第44条の2・第44条の3)

第6款 基準該当居宅サービスに関する基準(第45条-第49条)」に、

「第5款 削除」を

「第5款 共生型居宅サービスに関する基準(第117条・第118条)」に、

「第6款 基準該当居宅サービスに関する基準（第185条―第191条）」

を

「第6款 共生型居宅サービスに関する基準（第184条の2・第184条の3）  
第7款 基準該当居宅サービスに関する基準（第185条―第191条）」

に改める。

第1条中「並びに」を「、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

第3条中「並びに第74条第1項」を「、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項」に、「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第9号中「又は」を「、法第72条の2第1項第1号の条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に関する基準若しくは同項第2号の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は」に、「法第42条第2項各号」を「法第42条第2項各号、第72条の2第2項各号」に、「法第42条第2項及び」を「法第42条第2項、第72条の2第2項及び」に、「第17項」を「第20項」に、「規定による基準」を「基準」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号中「（第252条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項」を「から第6項まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「及び第4号ア」を「、第4号ア」に、「並びに第211条第1項第1号」を「及び第5号（療養室に係る部分に限る。）並びに第211条第1項第1号」に、「及び第2号」を「、第2号」に、「並びに附則第4項」を「及び第5号（療養室に係る部分に限る。）並びに附則第4項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第272条」を「第272条並びに附則第18項及び第19項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号の次に次の3号を加える。

（5） 法第72条の2第1項第1号の条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第44条の3において読み替えて準用する第7条第2項から第7項まで、第44条の3において読み替えて準用する第8条、第44条の2第1号、第118条において読み替えて準用する第103条、第117条第1号、第184条の3において読み替えて準用する第152条、第184条の3において読み替えて準用する第160条第6項及び第184条の2第2号の規定による基準

（6） 法第72条の2第1項第2号の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第184条の2第1号の規定による基準

（7） 法第72条の2第1項第2号の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第44条の3及び第118条において読み替えて準用する第10条第1項、第44条の3、第118条及び第184条の3において読み替えて準用する第11条、第44条の3において読み替えて準用する第27条、第44条の3、第118条及び第184条の3において読み替えて準用する第36条、第44条の3及び第184条の3において読み替えて準用する第41条、第118条において読み替えて準用する第113条の2、第184条の3において読み替えて準用する第155条第1項、第184条の3において読み替えて準用する第158条第4項及び第5項並びに第184条の3において読み替えて準用する第160条第7項の規定による基準

第15条中「第168条第2項」を「第37条の2」に、「指定居宅介護支援等基準省令」を「指定居宅介護支援等基準」に改める。

第16条第1項中「提供する者」を「提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」に改める。

第30条第3項第2号の次に次の1号を加える。

（2）の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第37条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

**第37条の2** 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第168条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章第2節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

#### 第5款 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

**第44条の2** 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（2） 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第44条の3** 第6条、第7条（第1項を除く。）及び第8条並びに前款の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第7条第2項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあるのは「共生型訪問介護の」と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型訪問介護を」と、「指定訪問介護に」とあるのは「共生型訪問介護に」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、第6条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）」とあるのは「共生型訪問介護（第44条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下同じ。））」と、第7条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護の事業を行う者（以下「共生型訪問介護事業者」という。））」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護

の事業を行う事業所（以下「共生型訪問介護事業所」という。）と、「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「省令第5条第2項」とあるのは「省令第39条の3において準用する省令第5条第2項」と、「指定訪問介護の」とあるのは「共生型訪問介護の」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と、同条第5項中「省令第5条第4項」とあるのは「省令第39条の3において準用する省令第5条第4項」と、同条第7項中「省令第5条第6項」とあるのは「省令第39条の3において準用する省令第5条第6項」と、第10条第1項中「第31条」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第31条」と、第24条第1項中「指定訪問介護は」とあるのは「共生型訪問介護は」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する次条第1項」と、第30条第2項中「第10条から前条まで、次項及び次条から第43条まで」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第10条から前条まで、次項及び次条から第43条まで」と、同条第3項中「第26条」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第26条」と、第35条中「第31条」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第31条」と、第43条第2項第2号中「第21条第2項」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第21条第2項」と、同項第3号中「第28条」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第28条」と、同項第4号中「第39条第1項」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第39条第1項」と、同項第5号中「第41条第1項」とあるのは「第44条の3において読み替えて準用する第41条第1項」と読み替えるものとする。

第58条第2項中「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第61条中「第42条」を「第37条まで、第38条から第42条」に改める。

第65条中「第38条まで」を「第37条まで、第38条」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第67条第6項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第71条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第81条中「第42条」を「第37条まで、第38条から第42条」に、「及び第33条から」を「、第33条から第37条まで及び第38条から」に改める。

第83条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第83条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第84条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第87条中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この節において「理学療法士等」という。）」に改める。

第91条中「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第92条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健

師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第93条第1号イ中「、看護職員」を削り、同条第3号を削る。

第94条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第97条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第98条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第100条中「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第116条中「第40条」を「第37条まで、第38条から第40条」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第2章第7節第5款を次のように改める。

#### 第5款 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

**第117条** 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数

を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(準用)

**第118条** 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条から第37条まで、第38条から第40条まで、第42条、第44条、第58条、第101条、第103条及び第104条第4項並びに前款（第116条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条及び第104条第4項を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、及び「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定訪問介護を」とあり、及び「指定通所介護を」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問介護の」とあるのは「共生型通所介護の」と、「指定訪問介護に」とあるのは「共生型通所介護に」と、「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、「指定通所介護は」とあるのは「共生型通所介護は」と、第10条第1項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型通所介護（第117条に規定する共生型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型通所介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「共生型通所介護の」と、「第31条」とあるのは「第118条において読み替えて準用する第109条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型通所介護の事業を行う事業所（以下「共生型通所介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型通所介護」と、第35条中「第31条」とあるのは「第118条において読み替えて準用する第109条」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第37条まで及び第38条から第42条まで」とあるのは「第118条において読み替えて準用する第10条から第19条まで、第21条、第23条、第28条、第29条、第35条から第37条まで、第38条から第40条まで及び第42条並びに第7節第4款（第116条を除く。）」と、第101条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）」とあるのは「共生型通所介護」と、第104条第4項中「指定通所介護事業者は」とあるのは「共生型通所介護事業者は」と、「前項ただし書の場合（当該指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「当該共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、「指定通所介護事業者に」とあるのは「共生型通所介護事業者に」と、第105条第3項第2号中「指定通所介護であって」とあるのは「共生型通所介護であって」と、同条第4項中「省令第96条第4項」とあるのは「省令第105条の3において準用する省令第96条第4項」と、第107条第1号中「次条第1項」とあるのは「第118条において読み替えて準用する次条第1項」と、第114条第2項中「第116条」とあるのは「第118条」と読み替えるものとする。

**第119条から第134条まで** 削除

第138条中「第38条まで」を「第37条まで、第38条」に、「及び第33条」を「、第33条

から第37条まで及び第38条」に改める。

第141条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第145条第1項中「作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第151条第5項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第156条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第168条第2項中「（指定居宅介護支援等基準省令第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第171条中「第35条から」を「第35条から第37条まで、第38条から」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第184条中「短期入所生活介護従業者をいう。）」を「短期入所生活介護従業者をいう。）」に、「第35条」を「第35条から第37条まで、第38条」に改める。

第2章第9節第6款を同節第7款とし、同節第5款の次に次の1款を加える。

#### 第6款 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

**第184条の2** 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(準用)

**第184条の3** 第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第37条まで、第38条から第42条まで、第44条、第58条、第110条、第112条、第113条、第150条及び第152条並びに第4款（第171条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条及び第12条を除く。）中「指定訪問介護事業者」とあり、「指定通所介護事業者」とあり、及び「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあり、「指定訪問入浴介護の」とあり、及び「指定短期入所生活介護の」とあるのは「共生型短期入所生活介護の」と、「指定訪問介護を」とあり、

「指定通所介護を」とあり、及び「指定短期入所生活介護を」とあるのは「共生型短期入所生活介護を」と、「指定訪問介護事業所」とあり、「指定訪問入浴介護事業所」とあり、「指定通所介護事業所」とあり、及び「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所」と、「指定訪問介護に」とあり、及び「指定短期入所生活介護に」とあるのは「共生型短期入所生活介護に」と、「通所介護従業者」とあり、及び「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第11条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護（第184条の2に規定する共生型短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型短期入所生活介護事業者」という。）」と、「指定訪問介護の」とあるのは「共生型短期入所生活介護の」と、第12条中「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型短期入所生活介護事業所」という。）」と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型短期入所生活介護を」と、第35条中「第31条」とあるのは「第184条の3において読み替えて準用する第167条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第58条第2項中「第54条から前条まで、次条、第60条並びに第61条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第28条、第33条から第37条まで及び第38条から第42条まで」とあるのは「第184条の3において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第28条、第35条から第37条まで、第38条から第42条まで、第110条、第112条及び第113条並びに第9節第4款（第171条を除く。））」と、第150条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。））」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、第155条第1項中「第167条」とあるのは「第184条の3において読み替えて準用する第167条」と、第157条第3項第3号中「省令第127条第3項第3号」とあるのは「省令第140条の15において準用する省令第127条第3項第3号」と、同項第4号中「省令第127条第3項第4号」とあるのは「省令第140条の15において準用する省令第127条第3項第4号」と、同項第5号中「省令第127条第3項第5号」とあるのは「省令第140条の15において準用する省令第127条第3項第5号」と、同条第4項中「省令第127条第4項」とあるのは「省令第140条の15において準用する省令第127条第4項」と、第158条第2項中「指定短期入所生活介護は」とあるのは「共生型短期入所生活介護は」と、「次条第1項」とあるのは「第184条の3において読み替えて準用する次条第1項」と、第170条第2項第2号中「次条」とあるのは「第184条の3」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第184条の3において読み替えて準用する第158条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条の3」と読み替えるものとする。

第191条中「第38条まで」を「第37条まで、第38条」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第193条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第194条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医

療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第5款において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第195条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第205条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第208条中「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第211条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第219条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第222条第9項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第230条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第241条及び第252条中「第35条から」を「第35条から第37条まで、第38条から」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第259条第1号中「利用料」を「利用料、全国平均貸与価格」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第260条第4項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員」に改める。

第267条中「第36条」を「第36条、第37条、第38条」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第269条中「から第38条まで」を「、第37条、第38条」に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

第280条中「第36条」を「第36条、第37条、第38条」に改め、「その」を削り、「福祉用具専門相談員」と、第58条第2項を「従業者」と、第58条第2項に、「及び第33条」を「、第33条から第37条まで及び第38条」に改める。

附則に次の3項を加える。



18 第222条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1）機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2）生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

21 第244条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

22 第224条及び第246条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第259条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下この条において「旧居宅サービス等基準条例」という。）第92条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第92条から第94条まで及び第97条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第21号

#### 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 介護予防訪問介護

第1款 基本方針（第6条）

第2款 人員に関する基準（第7条・第8条）

第3款 設備に関する基準（第9条）

第4款 運営に関する基準（第10条―第41条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条―第44条）

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第45条―第49条）

を

「第2節 削除

に、

「第7節 介護予防通所介護

第1款 基本方針（第99条）

第2款 人員に関する基準（第100条・第101条）

第3款 設備に関する基準（第102条）

第4款 運営に関する基準（第103条―第111条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第112条―第115条）

第6款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第116条―第119条）

を

「第7節 削除

に、

「第7款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第169条―第175条）

を

「第7款 共生型介護予防サービスに関する基準（第168条の2・第168条の3）

第8款 基準該当介護予防サービスに関する基準（第169条―第175条）

に改める。

第1条中「並びに」を「、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

第3条中「第54条第1項第2号並びに」を「第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」に、「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第1号中「第45条、第46条、」及び「、第116条、第117条」を削り、同条第3号中「第49条において読み替えて準用する第10条第1項、第11条、第33条及び第38条、第48条、」を削り、「第65条、第119条」を「第65条」に改め、「、第119条において読み替えて準用する第108条の2」を削り、同条第9号中「又は」を「、第115条の2の2第1項第1号の条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業者に関する基準若しくは同項第2号の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は」に、「第54条第2項各号」を「第54条第2項各号、第115条の2の2第2項各号」に、「第19項」を「第22

項」に、「規定による基準」を「基準」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号中「第10条第1項、第11条、第24条、第33条、第38条、」、「第111条」及び「第108条の2」を削り、同号を同条第10号とし、同条第6号中「及び第4号ア（病室に係る部分に限る。）」を「第4号ア（病室に係る部分に限る。）」及び第5号（療養室に係る部分に限る。）」に、「及び第2号」を「第2号」に、「並びに附則第4項」を「及び第5号（療養室に係る部分に限る。）」並びに附則第4項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第7条、第8条、」及び「第100条、第101条」を削り、「の規定」を「並びに附則第20項及び第21項の規定」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号の次に次の3号を加える。

(5) 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第168条の3において読み替えて準用する第134条、第168条の3において読み替えて準用する第149条第6項及び第168条の2第2号の規定による基準

(6) 法第115条の2の2第1項第2号の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第168条の2第1号の規定による基準

(7) 法第115条の2の2第1項第2号の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第168条の3において読み替えて準用する第53条の3、第168条の3において読み替えて準用する第57条の5、第168条の3において読み替えて準用する第57条の10、第168条の3において読み替えて準用する第137条第1項、第168条の3において読み替えて準用する第140条及び第168条の3において読み替えて準用する第149条第7項の規定による基準

第2章第2節を次のように改める。

#### 第2節 削除

#### 第6条から第49条まで 削除

第82条第1項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第89条において「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第82条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第83条第1項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第89条第2号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この条において「理学療法士等」という。）」に改める。

第90条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この

節において同じ。）」を削る。

第91条第1号イ中「看護職員」を削り、同条第3号を削る。

第92条第1項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第94条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第98条第3項を削る。

第2章第7節を次のように改める。

#### 第7節 削除

#### 第99条から第119条まで 削除

第122条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第133条第5項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第2章第9節第7款を同節第8款とし、同節第6款の次に次の1款を加える。

#### 第7款 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

**第168条の2** 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第168条の3** 第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4から第57条の11まで、第59条、第124条の2及び第124条の4、第132条及び第134条並びに第4款（第146条を除く。）及び第5款の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合にお

いて、これらの規定（第53条の3及び第53条の4を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーションを」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」と、「指定介護予防訪問入浴介護に」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護に」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護に」と、「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあり、及び「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の3中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護（第168条の2に規定する共生型介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の」と、第53条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者は」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者等の」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者等の」と、第56条第2項中「第53条の2から前条まで及び次条から第58条まで並びに次款」とあるのは「第168条の3において読み替えて準用する第53条の3から第53条の7まで、第53条の9、第53条の10、第53条の13、第54条の2、第54条の3、第56条、第57条の4から第57条の11まで、第59条、第124条の2及び第124条の4、第132条及び第134条並びに第9節第4款（第146条を除く。）及び第5款」と、第57条の4中「第57条」とあるのは「第168条の3において読み替えて準用する第142条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第132条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第168条の3において読み替えて準用する第142条」と、第139条第3項第3号中「省令第135条第3項第3号」とあるのは「省令第166条において準用する省令第135条第3項第3号」と、同項第4号中「第135条第3項第4号」とあるのは「省令第166条において準用する省令第135条第3項第4号」と、同項第5号中「省令第135条第3項第5号」とあるのは「省令第166条において準用する省令第135条第3項第5号」と、同条第4項中「省令第135条第4項」とあるのは「省令第166条において準用する省令第135条第4項」と、第145条第2項第1号中「第148条第2号」とあるのは「第168条の3において読み替えて準用する第148条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第168条の3」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第168条の3において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第168条の3」と、第147条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護は」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護は」と、第148条中「第132条」とあるのは「第168

条の3において読み替えて準用する第132条」と、「前条」とあるのは「第168条の3において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第177条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第178条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第6款において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第179条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第183条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第196条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第200条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第208条第9項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第216条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第255条第1号中「利用料」を「利用料、全国平均貸与価格」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第256条第4項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員」に改める。

附則に次の3項を加える。

20 第208条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

21 第232条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

22 第210条及び第234条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下この条において「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第90条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第98条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

~~~~~  
高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第3号中「第18条第4項及び第5項」を「第18条第4項から第6項まで」に、「第51条第6項及び第7項並びに」を「第51条第6項から第8項まで及び」に改め、同条第4号中「規定による基準」を「基準」に改める。

第7条第4項中「」及び」を「」に、「場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第56条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「第10項」を「以下この条に」、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第56条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第167条第2項」に改める。

第11条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。
第18条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第27条の次に次の1項を加える。

(緊急時等の対応)

第27条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第7条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第31条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第51条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第55条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 緊急時等における対応方法
附則第7項から第9項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第2号中「同条第4項第2号」を「同条第4項第2号に」に、「第17条第4項及び第5項」を「第17条第4項から第6項まで」に、「第49条第6項及び第7項並びに」を「第49条第6項から第8項まで及び」に改め、同条第3号中「規定による基準」を「基準」に改める。

第5条第4項中「」及び」を「以下この項において同じ。」に、「場合の」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」に改め、同条第6項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院又は」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第5条第7項第1号及び第6条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第17条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第49条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第56条中「第41条第1項」を「第41条第2項」に改める。

附則第8項から第12項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第3号中「第18条第4項及び第5項」を「第18条第4項から第6項まで」に、「第50条第6項及び第7項」を「第50条第6項から第8項まで」に改め、同条第4号中「規定による基準」を「基準」に改める。

第5条第7項中「」及び」を「以下この項において同じ。」に、「場合の」を「場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」に改める。

第18条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第50条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第14項、第15項、第17項及び第18項の規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中
「第5款 基準該当通所支援に関する基準（第58条―第63条の2）」
を
「第5款 共生型障害児通所支援に関する基準（第57条の2―第57条の5）」
第6款 基準該当通所支援に関する基準（第58条―第63条の2）」
に、
「 第5款 基準該当通所支援に関する基準（第81条―第83条）」
を
「 第5款 共生型障害児通所支援に関する基準（第80条の2）」
第6款 基準該当通所支援に関する基準（第81条―第83条）」
第5節 居宅訪問型児童発達支援
第1款 基本方針（第83条の2）」
第2款 人員に関する基準（第83条の3・第83条の4）」
第3款 設備に関する基準（第83条の5）」
第4款 運営に関する基準（第83条の6―第83条の9）」
に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に改める。
第1条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「並びに第21条の5の18第1項」を「、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に改める。
第3条中「並びに第21条の5の18第1項」を「、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に、「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第8号中「法第21条の5の18第1項」を「法第21条の5の17第1項第1号若しくは第21条の5の19第1項」に、「同条第2項」を「法第21条の5の17第1項第2号若しくは第21条の5の19第2項」に、「及び法第21条の5の18第3項各号」を「、法第21条の5の17第2項各号及び法第21条の5の19第3項各号」に、「又は第21条の5の18第3項」を「、第21条の5の17第2項又は第21条の5の19第3項」に、「規定による基準」を「基準」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号中「第21条の5の18第2項」を「第21条の5の19第2項」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号中「第21条の5の18第2項」を「第21条の5の19第2項」に、「第80条」を「第80条、第83条の9」に改め、同号を同条第10号とし、同条第5号中「第21条の5の18第2項」を「第21条の5の19第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号中「第21条の5の18第1項」を「第21条の5の19第1項」に、「、第76条」を「、第76条、第83条の4」に、「第80条」を「第80条、第83条の9」に、「第75条」を「第75条、第83条の3」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号の次に次の4号を加える。
(4) 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第9条、第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第10条第2項、第57

条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第32条第4項、第57条の2第1号（第80条の2において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条の3第2号（第80条の2において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第57条の4第4号（第80条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準
(5) 法第21条の5の17第1項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第57条の3第1号及び第57条の4第3号（これらの規定を第80条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準
(6) 法第21条の5の17第1項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第14条、第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第16条、第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第46条、第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第47条、第57条の5において読み替えて準用する第48条、第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第49条並びに第57条の5及び第80条の2において読み替えて準用する第54条の規定による基準
(7) 法第21条の5の17第1項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第57条の4第2号（第80条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準
第4条中「第21条の5の15第3項」を「第21条の5の15第4項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。
第7条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。
ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
第7条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。
6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
第8条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。
第28条に次の2項を加える。
4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに

に、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第50条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第51条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第52条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第58条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第61条中「前款」を「第4款」に改める。

第62条中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「（同令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。）」及び「（同令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第63条中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条において「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下この条において「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に掲げる食堂及び機能訓練室をいう。）」を削る。

第63条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護

小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第1号中「（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第2章第2節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第57条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第62条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第57条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第63条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所

介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第63条第1号において同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第57条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第63条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第63条の2において同じ。)) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者数をいう。))の数並びに共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第80条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)) (以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この条において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第63条の2において同じ。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第63条の2において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。))、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)) (第63条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。))を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に掲げる居間及び食堂をいう。))は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第57条の5 第6条、第9条及び第10条並びに前款(第13条を除く。))の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第9条を除

く。)中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「共生型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「共生型児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「共生型児童発達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「共生型児童発達支援を」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「共生型児童発達支援に」と、第6条中「児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)」とあるのは「共生型児童発達支援(第57条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)」と、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「共生型児童発達支援の事業を行う者(以下「共生型児童発達支援事業者」という。)」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「共生型児童発達支援の事業を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「共生型児童発達支援事業所」と、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第39条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第51条第1項」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する次条第1項から第3項まで」と、第25条第4項中「省令第23条第4項」とあるのは「省令第54条の5において準用する省令第23条第4項」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「共生型児童発達支援及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第25条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「共生型児童発達支援以外」と、第30条中「前条」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する次条」と、第39条中「第45条」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第45条」と、第45条中「前条」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する前条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第57条の5において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

第65条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第72条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第72条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第73条中「第28条から」を「第28条(第4項及び第5項を除く。)から」に改め、「、第50条第1項」を削る。

第75条第1項第1号中「学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認めら

れた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第75条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第79条の2を削る。

第80条中「、第51条、第52条」を「から第52条まで」に改める。

第83条中「、第51条、第52条」を「から第52条まで」に、「、第79条」を「及び第79条」に改め、「及び第79条の2」、「とあり、及び「指定放課後等デイサービスの」及び「、第79条の2第3項中「次条」とあるのは「第83条」と」を削る。

第2章第4節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第80条の2 第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57条の4まで、第74条及び第79条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第9条を除く。)中「指定児童発達支援事業者」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業者」とあるのは「共生型放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「共生型放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「共生型児童発達支援」とあるのは「共生型放課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援を」とあり、及び「共生型児童発達支援を」とあり、及び「指定放課後等デイサービスを」とあるのは「共生型放課後等デイサービスを」と、「指定児童発達支援に」とあり、及び「指定放課後等デイサービスに」とあるのは「共生型放課後等デイサービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「共生型放課後等デイサービス(第80条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「共生型放課後等デイサービス事業者」という。))と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「共生型放課後等デイサービス事業所」と、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第39条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第51条第1項」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第79条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「共生型放課後等デイサービス及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「共生型放課後等デイサービス以外」と、第30条中「前条」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは

「第80条の2において読み替えて準用する次条」と、第39条中「第45条」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第45条」と、第45条中「前条」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する前条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第80条の2において読み替えて準用する第54条第1項」と、第57条の2中「児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）」とあり、及び第74条中「放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）」とあるのは「共生型放課後等デイサービス」と読み替えるものとする。

第92条第1項中「並びに第85条第1項」を「、第83条の3第1項並びに第85条第1項」に、「、第85条第1項」を「、第83条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第85条第1項」に改める。

第2章第6節を同章第7節とする。

第87条を次のように改める。

（準用）

第87条 第83条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは、「指定保育所等訪問支援（第84条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所」と、「指定居宅訪問型児童発達支援の」とあるのは、「指定保育所等訪問支援の」と読み替えるものとする。

第88条から第90条までを次のように改める。

第88条から第90条まで 削除

第91条中「第26条から」を「第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から」に、「から第52条まで、第53条第1項及び」を「、第51条、第52条、第53条第1項、」に、「第57条」を「第57条まで、第72条の2及び第83条の6から第83条の8」に、「とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所等訪問支援の」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と、「指定児童発達支援に」を「とあり、及び「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定居宅訪問型児童発達支援の」とあるのは「指定保育所等訪問支援の」と、「指定児童発達支援を」とあり、及び「指定居宅訪問型児童発達支援を」とあるのは「指定保育所等訪問支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあり、及び「指定居宅訪問型児童発達支援に」に、「第90条」を「第91条において読み替えて準用する第83条の8」に、「第89条第1項から第3項まで」を「第91条において読み替えて準用する第83条の7第1項から第3項まで」に、「第89条第2項」を「第83条の7第2項」に、「と読み替える」を「第72条の2中「指定医療型児童発達支援事業者」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」と、「指定医療型児童発達支援を」とあ

るのは「指定居宅訪問型児童発達支援を」と、第83条の7第3項中「次条第5号」とあるのは「第91条において準用する次条第5号」と読み替える」に改める。

第2章第5節を同章第6節とし、同章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 居宅訪問型児童発達支援

第1款 基本方針

（基本方針）

第83条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業員の員数）

第83条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1）訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- （2）児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第83条の4 第9条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは、「第83条の3第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所ごと」とあるのは、「指定居宅訪問型児童発達支援事業所（同条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下この条において同じ。）」と、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第83条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは、「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第83条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第83条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第83条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第83条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第83条の9 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第57条まで及び第72条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合にお

いて、これらの規定（第14条第1項及び第18条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援を」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援に」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援（第83条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援の」と、「第39条」とあるのは「第83条の8」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援事業所（第83条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援を」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第83条の7第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第83条の7第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援以外」と、第30条中「前条」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する次条」と、第45条中「前条」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する前条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第83条の9において読み替えて準用する第54条第1項」と、第72条の2中「指定医療型児童発達支援事業者」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」と、同条第1項中「指定医療型児童発達支援を」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援を」と読み替えるものとする。

第95条第1項中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている指定児童発達支援事業者（この条例による改正前の高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）が指定児童発達支援事業所（旧条例第7条第1項に規定する指定児童

発達支援事業所をいう。)に置くべき従業者及びその員数については、この条例による改正後の高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「新条例」という。)第7条(第3項を除く。)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2章第4節第5款に規定する基準該当通所支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所(旧条例第61条において読み替えて準用する第9条に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。)に置くべき従業者及びその員数については、新条例第58条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。



高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第26号

高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第4項を削る。

第8条第6項を削る。

第49条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下この項において「旧条例」という。)第7条第4項の規定により同条第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなされる指定福祉型障害児入所施設及び旧条例第8条第6項の規定により同条第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなされる指定福祉型障害児入所施設については、この条例による改正後の高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項から第3項まで及び第8条第1項から第5項までの規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。



高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第47条-第51条)」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準(第46条の2-第46条の4)」

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第47条-第51条)」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第99条-第101条)」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準(第98条の2-第98条の5)」

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第99条-第101条)」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第114条・第115条)」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準(第113条の2-第113条の4)」

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第114条・第115条)」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第154条-第155条)」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準(第153条の2-第153条の4)」

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第154条-第155条)」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第164条-第165条)」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準(第163条の2-第163条の4)」

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第164条-第165条)」

に、

「第172条-第176条」を「第171条の2-第176条」に、

「第13節 共同生活援助」

を

「第13節 就労定着支援

第1款 基本方針(第198条の2)

第2款 人員に関する基準(第198条の3・第198条の4)

第3款 設備に関する基準(第198条の5)

第4款 運営に関する基準(第198条の6-第198条の12)

第14節 自立生活援助

第1款 基本方針(第198条の13)

第2款 人員に関する基準(第198条の14・第198条の15)

第3款 設備に関する基準(第198条の16)

第4款 運営に関する基準(第198条の17-第198条の20)

第15節 共同生活援助」

に、

「第5款 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

を

「第5款 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針（第205条の2・第205条の3）

第2目 人員に関する基準（第205条の4・第205条の5）

第3目 設備に関する基準（第205条の6）

第4目 運営に関する基準（第205条の7－第205条の11）

第6款 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

に、「第205条の2・第205条の3」を「第205条の12・第205条の13」に、「第205条の4・第205条の5」を「第205条の14・第205条の15」に、「第205条の6」を「第205条の16」に、「第205条の7－第205条の12」を「第205条の17－第205条の22」に、「第14節」を「第16節」に、「第15節」を「第17節」に、「第16節」を「第18節」に改める。

第1条中「並びに」を「、第41条の2第1項各号並びに」に改める。

第3条中「並びに第43条第1項」を「、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項」に、「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第9号中「第43条第1項」を「第41条の2第1項第1号若しくは第43条第1項」に、「同条第2項」を「法第41条の2第1項第2号若しくは第43条第2項」に、「及び第43条第3項各号」を「、第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号」に、「規定による基準」を「基準」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号中「第205条の6」を「第205条の16」に、「並びに」を「並びに第205条の6第4項から第6項まで及び第8項並びに」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号中「第194条及び第205条」を「第194条、第198条の12、第198条の20、第205条及び第205条の11」に、「第126条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条、第205条及び第205条の12」を「第126条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条、第198条の12、第198条の20、第205条、第205条の11及び第205条の22」に、「第113条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条、第205条及び第205条の12」を「第113条、第153条、第163条、第176条、第189条、第194条、第205条、第205条の11及び第205条の22」に、「第203条第3項（第205条の12）を「第198条の7、第198条の17、第203条第3項（第205条の22）に、「第205条の7」を「第205条の17」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号中「第205条の6」を「第205条の16」に、「」並びに」を「」並びに第205条の6第7項（居室に係る部分に限る。）及び第9項第2号並びに」に改め、同号を同条第10号とし、同条第5号中「、第148条、第158条、第169条、第179条及び第191条」を「、第148条、第158条、第169条、第179条、第191条、第198条の4及び第198条の15」に、「第200条」を「第198条の3、第198条の14、第200条」に、「第205条の5」を「第205条の5及び第205条の15」に、「及び第206条」を「、第205条の14及び第206条」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号の次に次の4号を加える。

(5) 法第41条の2第1項第1号の条項で定める指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条第2項及び第3項、第46条の4において準用する第8条、第46条の2第1号、第46条の3第1号、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第54条、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第84条第2項、第98条の5において準用する第88条第5項、第98条の2第1号、第98条の3第2号、第98条の4第4号、第

113条の2第2号、第113条の3第2号、第153条の2第2号、第153条の3第4号、第163条の2第2号並びに第163条の3第4号の規定による基準

(6) 法第41条の2第1項第2号の条項で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第98条の3第1号、第113条の2第1号、第113条の3第1号、第153条の2第1号及び第163条の2第1号の規定による基準

(7) 法第41条の2第1項第2号の条項で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第46条の4、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第11条、第46条の4、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第13条、第46条の4において準用する第29条、第46条の4、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第38条、第46条の4、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第42条、第98条の5、第113条の4、第153条の4及び第163条の4において準用する第77条、第98条の5において準用する第88条第6項、第98条の5において準用する第90条並びに第153条の4及び第163条の4において準用する第151条第4項の規定による基準

(8) 法第41条の2第1項第2号の条項で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第98条の4第2号、第153条の3第2号及び第163条の3第2号の規定による基準

第5条第1項中「第13節」を「第15節」に改める。

第2章第2節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準
（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第46条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第46条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とさ

れる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第46条の4 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条第2項及び第3項、第8条並びに前款(第46条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第46条の4において読み替えて準用する第33条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第46条の4において準用する第41条第5項」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第46条の4において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第46条の4において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条の4において準用する第7条第2項」と、「第32条第3項」とあるのは「第46条の4において読み替えて準用する第32条第3項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第46条の4において読み替えて準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第46条の4において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護(共生型重度訪問介護にあっては、食事等の介護又は外出時における移動中の介護)」と読み替えるものとする。

第51条第1項及び第2項中「前款」を「第4款」に改める。

第90条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第90条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。第2章第4節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第98条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第206条において同じ。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第206条において同じ。))(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。))又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))(以下「指定児童発達支援等」という。))を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数を合計した数であるとした場合におけ

る当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第98条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第98条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。))(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))(以下「指定小規模多機能型居宅

介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第153条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)

(第163条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この条、第153条の3及び第163条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第100条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第153条の2及び第163条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス

基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。))は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。(準用)

第98条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第54条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条から第79条まで、第82条、第84条及び前款(第98条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第11条第1項及び第15条を除く。)中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「共生型生活介護事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「共生型生活介護の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定生活介護を」とあるのは「共生型生活介護を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「共生型生活介護事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定生活介護に」とあるのは「共生型生活介護に」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、「指定療養介護事業所ごと」とあるのは「共生型生活介護事業所ごと」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型生活介護(第98条の2に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「共生型生活介護事業者」という。))と、「指定居宅介護の」とあるのは「共生型生活介護の」と、「第33条」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型生活介護事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「共生型生活介護の事業を行う事業所(以下「共生型生活介護事業所」という。))と、「指定居宅介護を」とあるのは「共生型生活介護を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、生活介護」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第87条第1項」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「共生型生活介護及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第87条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「共生型生活介護以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第98条の5」と、第82条

中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「共生型生活介護」と、第87条第4項中「省令第82条第4項」とあるのは「省令第93条の5において準用する省令第82条第4項」と、第94条中「第97条」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第98条の5において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第99条第1号中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を「指定通所介護事業所等」に改め、「（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に掲げる食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）」を削る。

第100条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第114条、第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第114条、第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に、「指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第114条、第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第114条、第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に改め、同条第1号中「指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライ

ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第114条、第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に掲げる居間及び食堂をいう。以下同じ。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第154条の2及び第164条の2において同じ。）」に改める。

第103条第1項第2号中「又は第205条の4第1項」を「、第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第205条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第205条の2」を「、第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第205条の12」に、「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第205条の4第1項）を「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第205条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この節において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第205条の14第1項）に、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」に改め、同号ア中「を提供する」を「（第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数及び」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第205条の4第1項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第205条の2」を「第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第205条の12」に改める。

第112条第2号中「第205条の4第1項に規定する」を削る。

第2章第5節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第113条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数及び共生型短期入所の利用者

の数を合計した数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第113条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第113条の4 第11条、第13条から第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第45条まで、第54条、第64条、第70条、第72条から第74条まで、第77条、第78条、第92条、第95条から第97条まで、第102条及び前款（第112条及び第113条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項、第15条及び第106条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定短期入所事業者」とあるのは「共生型短期入所事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定短期入所の」とあるのは「共生型短期入所の」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定短期入所事業所」とあるのは「共生型短期入所事業所」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定短期入所を」とあるのは「共生型短期入所を」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定短期入所に」とあるのは「共生型短期入所に」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型短期入所（第113条の2に規定する共生型短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型短期入所事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「共生型短期入所の」と、「第33条」とあるのは「第113条の4において読み替えて準用する第111条」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型短期入所事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「共生型短期入所の事業を行う事業所（以下「共生型短期入所事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「共生型短期入所を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは

「、短期入所」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第113条の4において読み替えて準用する第108条第1項」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「共生型短期入所及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第113条の4において読み替えて準用する第108条第2項」と、第97条中「運営規程」とあるのは「第113条の4において読み替えて準用する第111条に規定する運営規程」と、「前条」とあるのは「第113条の4において読み替えて準用する前条」と、第102条中「短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）」とあるのは「共生型短期入所」と、第106条第1項中「指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）」とあるのは「共生型短期入所事業者」と、「指定短期入所を」とあるのは「共生型短期入所を」と、第108条第4項中「省令第120条第4項」とあるのは「省令第125条の4において準用する省令第120条第4項」と読み替えるものとする。

第114条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第117条第4項中「、専任であり、かつ」を削る。

第123条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第124条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第146条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対し」を削る。

第153条中「第91条」を「第90条の2」に改める。

第2章第8節中第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第153条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基

準)

第153条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第153条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第54条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条、第77条から第79条まで、第84条、第90条の2から第97条まで、第146条及び前款（第153条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定生活介護の」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）に」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練

（機能訓練）計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）（第153条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）の」と、「第33条」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）を」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「自立訓練（機能訓練）」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第150条第1項」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第150条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する前条」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第21条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第153条の4」と、第94条中「第97条」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第153条の4において読み替えて準用する前条」と、第146条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）」と、第150条第4項中「省令第159条第4項」とあるのは「省令第162条の4において準用する省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

第154条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第156条中「施行規則第6条の7第2号に規定する者に対し」を削る。

第163条中「第91条」を「第90条の2」に改める。

第2章第9節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第163条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数を合計した数で除して得た面積が

3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第163条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （準用）

第163条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第54条、第61条から第64条まで、第70条、第72条から第74条まで、第77条、第78条、第84条、第90条の2から第97条まで、第151条、第152条、第156条及び前款（第163条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあ

り、「指定自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「指定自立訓練（生活訓練）事業者」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、「指定生活介護の」とあり、及び「指定自立訓練（生活訓練）の」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、「指定生活介護を」とあり、及び「指定自立訓練（生活訓練）を」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定自立訓練（生活訓練）に」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）に」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「指定自立訓練（生活訓練）（）」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）（）」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）（第163条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）の」と、「第33条」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する第94条」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）を」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する第161条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する第161条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）以外」と、第63条中「前条」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する前条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する前条」と、第156条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）」と、第161条第5項中「省令第170条第5項」とあるのは「省令第171条の4において準用する省令第170条第5項」と、第161条の2第2項中「省令第170条の2第1項」とあるのは「省令第171条の4において準用する省令第170条の2第1項」と、同条第2項中「省令第170条の2第2項」とあるのは「省令第171条の4において準用する省令第170条の2第2項」と、「指定自立訓練（生活訓練）及び」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）及び」と、第162条第2項第1号中「第160条第1項」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する第160条第1項」と、同項第2号から第6号まで中「次条」とあるのは「第163条の4において読み替えて準用する次条」と読み替えるものとする。

第164条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サ

テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第2章第10節第4款中第172条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第176条中「第89条」を「第89条、第90条、第91条」に改める。

第2章第16節を同章第18節とし、同章第15節を同章第17節とする。

第206条第1項中「(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)」を削り、「同令第56条第1項」を「指定通所支援基準第56条第1項」に改め、「(同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。)」を削る。

第2章第14節を同章第16節とする。

第200条第1項第2号ア中「この号」を「この節」に改める。

第203条第3項中「介護又は家事等」を「介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」に改める。

第205条の12中「第205条の2」を「第205条の12」に、「第205条の12」を「第205条の22」に、「第205条の9」を「第205条の19」に、「第205条の7第1項」を「第205条の17第1項」に改め、第2章第13節第5款第4目中同条を第205条の22とする。

第205条の11を第205条の21とし、第205条の8から第205条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第205条の7第1項中「第205条の9」を「第205条の19」に改め、同条を第205条の17とする。

第205条の6中「第205条の2」を「第205条の12」に、「第205条の4第1項」を「第205条の14第1項」に改め、第2章第13節第5款第3目中同条を第205条の16とする。

第205条の5中「第205条の2」を「第205条の12」に改め、第2章第13節第5款第2目中同条を第205条の15とする。

第205条の4を第205条の14とする。

第2章第13節第5款第1目中第205条の3を第205条の13とする。

第205条の2中「前各款」を「第1款から第4款まで」に、「第205条の12」を「第205条の22」に、「第205条の4第1項」を「第205条の14第1項」に改め、同条を第205条の12とする。

第2章第13節第5款を同節第6款とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第205条の2 前各款の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第205条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保す

ることにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第205条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数を合計した数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第205条の5 第201条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「指定共同生活援助事業者」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助(第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。次項において同じ。)の事業を行う者」と、「指定共同生活援助事業所ごとに」とあるのは「当該事業を行う事業所(以下この条において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)ごとに」と、同項ただし書中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」と、同条第2項中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援

助事業所」と、「指定共同生活援助を」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助を」と読み替えるものとする。

第3目 設備に関する基準

(設備)

第205条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要があると認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4目 運営に関する基準

(実施主体)

第205条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第102条に規定する指定短期入所（第103条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第205条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事

等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第205条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第205条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第205条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第45条、第57条、第62条、第64条、第70条、第77条から第80条まで、第93条、第95条、第97条、第161条の2、第202条の2から第202条の6まで及び第203条の3から第204条の5までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第38条第1項を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、「指定療養介護事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、「指定自立訓練（生活訓練）事業者」とあり、及び「指定共同生活援助事業者」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定共同生活援助の」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定共同生活援助を」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助を」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定共同生活援助に」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助に」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定共同生活援助事業所」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」と、「療養介護計画」とあり、及び「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助（第205条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）」と、「指定居宅介護の」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助の」と、「第33条」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第203条の3」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、共同生

活援助」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第202条の4第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第202条の4第2項」と、第38条第1項中「指定居宅介護事業所」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）」と、第62条第1項中「指定療養介護に」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助に」と、同条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助以外」と、第79条第2項第1号中「第57条第1項」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第57条第1項」と、同項第2号中「第62条第1項」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第62条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第93条」と、同項第4号中「第77条第1項」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第77条第1項」と、同項第5号及び第6号中「第81条」とあるのは「第205条の11」と、第93条中「指定生活介護を」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助を」と、同条第1号中「指定生活介護の」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助の」と、第97条中「運営規程」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第203条の3に規定する運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条の11において読み替えて準用する第204条の5第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第161条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助及び」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助」と、「当該指定自立訓練（生活訓練）及び」とあるのは「当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び」と、第202条の2第1項中「指定共同生活援助は」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助は」と、第202条の5第1項及び第202条の6中「第205条」とあるのは「第205条の11」と読み替えるものとする。

第2章第13節を同章第15節とし、同章第12節の次に次の2節を加える。

第13節 就労定着支援

第1款 基本方針

（基本方針）

第198条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第198条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべ

き就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者を合計した数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

（1）利用者の数が60以下 1以上

（2）利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第198条の4 第54条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定就労定着支援事業者（第198条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定就労定着支援事業所（同項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労定着支援事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等の基準）

第198条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4款 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第198条の6 サービス管理責任者は、第198条の12において準用する第62条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

（3）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（実施主体）

第198条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事

業所に新たに障害者を雇用している生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第198条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第198条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）

第198条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第198条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第21条第1項の規定による提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第62条第1項の規定により作成する就労定着支援計画
- (3) 次条において読み替えて準用する第31条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において読み替えて準用する第41条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (5) 次条において読み替えて準用する第42条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

（準用）

第198条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第45条、第61条、第62条、第64条及び第70条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項及び第15条を除く。）中「指定居宅介護事業者」とあり、及び「指定療養介護事業者」とあるのは「指定就労定着支援事業者」と、「指定居宅介護」とあり、及び「指定療養介護」とあるのは「指定就労定着支援」と、「指定居宅介護を」とあり、及び「指定療養介護を」とあるのは「指定就労定着支援事業所」とあり、及び「指定療養介護事業所」とあるのは「指定就労定着支援事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、及び「指定療養介護に」とあるのは「指定就労定着支援に」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労定着支援（第198条の2に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。））」と、「第33条」とあるのは「第198条の10」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第198条の12において読み替えて準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定就労定着支援事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定就労定着支援の事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。））」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定就労定着支援を」と、第17条中「居宅介護」とあるのは「就労定着支援」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第198条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定就労定着支援及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第198条の12において読み替えて準用する第23条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第198条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定就労定着支援以外」と読み替えるものとする。

第14節 自立生活援助

第1款 基本方針

（基本方針）

第198条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第198条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第198条の15 第54条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「指定療養介護事業者」とあるのは「指定自立生活援助事業者（第198条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。）」と、「指定療養介護事業所ごとに」とあるのは「指定自立生活援助事業所（同項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定療養介護事業所」とあるのは「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

（準用）

第198条の16 第198条の5の規定は指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「指定就労定着支援事業者」とあるのは「指定自立生活援助事業者（第198条の13に規定する指定自立生活援助事業者をいう。）」と、「指定就労定着支援の」とあるのは「指定自立生活援助（第198条の13に規定する指定自立生活援助をいう。）」の」と読み替えるものとする。

第4款 運営に関する基準

（実施主体）

第198条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第198条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第198条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第198条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第45条、第61条、第62条、第64条、第70条、第198条の6、第198条の10及び第198条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項、第15条、第198条の6及び第198条の10を除く。）中「指定居宅介護事業者」と

あり、「指定療養介護事業者」とあり、及び「指定就労定着支援事業者」とあるのは「指定自立生活援助事業者」と、「指定居宅介護の」とあり、「指定療養介護の」とあり、及び「指定就労定着支援の」とあるのは「指定自立生活援助の」と、「指定居宅介護を」とあり、「指定療養介護を」とあり、及び「指定就労定着支援を」とあるのは「指定自立生活援助を」と、「指定居宅介護事業所」とあり、「指定療養介護事業所」とあり、及び「指定就労定着支援事業所」とあるのは「指定自立生活援助事業所」と、「指定居宅介護に」とあり、「指定療養介護に」とあり、及び「指定就労定着支援に」とあるのは「指定自立生活援助に」と、「療養介護計画」とあり、及び「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第11条第1項中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立生活援助（第198条の13に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）」と、「第33条」とあるのは「第198条の20において読み替えて準用する第198条の10」と、第12条第3項中「第41条第5項」とあるのは「第198条の20において読み替えて準用する第41条第5項」と、第15条中「指定居宅介護事業者」とあるのは「指定自立生活援助事業者」と、「指定居宅介護事業所」とあるのは「指定自立生活援助の事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）」と、「指定居宅介護を」とあるのは「指定自立生活援助を」と、第17条中「、居宅介護」とあるのは「、自立生活援助」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第198条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、第24条中「指定居宅介護及び」とあるのは「指定自立生活援助及び」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第198条の20において読み替えて準用する第23条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項」とあるのは「第198条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、第62条第4項中「指定療養介護以外」とあるのは「指定自立生活援助以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第198条の6中「第198条の12」とあるのは「第198条の20」と、第198条の11第2項中「次条」とあるのは「第198条の20」と読み替えるものとする。

附則第6項中「第205条の6」を「第205条の16」に改める。

附則第7項及び第8項中「指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「第203条第3項」を「第203条第3項又は第205条の8第4項」に改める。

附則第9項中「第200条第1項第2号イからエまで」を「第200条第1項第2号イからエまで及び第205条の4第1項第2号イからエまで」に改める。

附則第10項中「第205条の6」を「第205条の16」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第28号

高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「規定による基準と」を「基準と」に改め、同条第1号中「から第9条まで」を「、第9条」に改め、同条第4号中「規定による」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附則第5項中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧条例」という。）第8条の規定により旧条例第7条第1項第1号及び第6号に掲げる基準を満たしているものとみなされる指定障害者支援施設等及び旧条例第12条の規定により旧条例第11条に規定する基準を満たしているものとみなされる指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第47条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第54条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対し」を削る。

第58条中「第48条」を「第47条の2」に改める。

第59条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対し」を削る。

第63条中「第48条」を「第47条の2」に改める。

第67条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第67条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第72条中「第46条」を「第46条、第47条、第48条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第70条第4項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第84条において同じ。）」に改め、同条第8項及び第12項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第84条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

高知県安心子ども基金条例（平成21年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

高知県消費者行政活性化基金条例（平成21年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成40年3月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県計量法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「高知県計量検定所」を「高知県工業技術センター計量検定室」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第34号

高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例

高知県農林業基本対策審議会条例（昭和36年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の審議を行なう」を「について審議する」に改める。

第2条第1号中「生産と」を「生産及び」に改め、同条第6号中「工業等導入対策」を「産業導入対策」に改め、同条第7号中「その他基本対策」を「前各号に掲げるもののほか、農林業基本対策」に改める。

第3条の見出しを「（組織等）」に改め、同条第2項中「委員は、次の各号に」を「審議会の委員は、次に」に、「委嘱又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項第5号中「のある者」を「を有する者」に改める。

第4条の見出しを「（任期等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4条第2項中「委嘱又は任命された」を「委嘱された」に、「当該身分」を「当該職又は身分」に、「場合は」を「ときは」に、「を辞したものとみなす」を「の職を失う」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「審議会に、専門の」を「特別の」に、「調査研究するため、」を「調査審議させるため必要があるときは、審議会に」に改め、同条第2項中「のある者」を「を有する者」に、「委嘱又は任命する」を「委嘱する」に改める。

第6条第1項中「、会長」を「会長」に改め、「これを」を削り、同条第2項中「会務」を「審議会を代表し、会務」に改める。

第7条第1項中「審議会」を「審議会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に、「が出席しなければ会議を開く」を「の出席がなければ、議事を開き、及び議決をする」に改め、同条第4項中「議事は、出席委員」を「会議の議事は、委員のうち、出席した者」に、「で決定し」を「をもって決し」に改める。

第8条第1項中「審議会に、その」を削り、「審査するため、」を「調査審議させるため必要があるときは、審議会に」に改め、同項第5号を次のように改める。

（5） 農村産業部会

第8条第3項を次のように改める。

3 前2条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。

第8条第4項及び第5項を削る。

第9条第1項中「審議会に」を「審議会に、」に改め、同条第2項中「県の職員」を「県職員」に、「知事」を「、知事」に改め、同条第3項中「幹事は」を「幹事は、会長の指示を受けて」に改める。

第10条中「知事が」を「知事が別に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例（平成28年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第83条第1項第3号」を「第97条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例

土地改良事業費分担金等徴収条例（昭和25年高知県条例第74号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県土地改良事業費分担金等徴収条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定による分担金及び同条第6項の規定による負担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（分担金及び負担金の徴収等）」に改め、同条第1項中「県営土地改良事業」を「県営土地改良事業（法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第4項中「については、知事が」を「は、規則で」に改め、同条第7項中「聴いた上」を「聴いた上で」に改める。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別徴収金の徴収等）」を付し、

同条第1項中「国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業」を「県営土地改良事業（法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業、機構関連事業及び法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。以下この項において同じ。）」に、「割りふって」を「割り振って」に、「の公告の日」を「につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日」に、「工事完了」を「工事の完了」に、「（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）」を「の初日」に、「経過しない間に農地以外への転用が行われる場合又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行われる場合に、当該転用又は開田」を「経過する日までの間に目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この条において同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、当該目的外用途」に、「農地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用」を「目的外用途に供されること」に、「目的外用途」を「目的外の用途」に、「当該転用に係る」を「当該目的外用途に供された」に、「差し引いた額」を納付させる旨の条件を付した分担金を「差し引いて得た額」の特別徴収金に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「転用に係る土地」を「目的外用途に供された土地（農用地以外への転用がされたものに限る。）」に、「こえない」を「超えない」に、「分担金」を「特別徴収金」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第4条中「知事が別に」を「規則で」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 県は、機構関連事業であって別に知事が指定するものの施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者に該当する者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地につき当該各号に定める場合に該当することとなったときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、当該機構関連事業について国から交付された補助金及び県負担相当の額を法第91条の2第6項各号に定める場合に係る当該地域内の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部につき、当該同項各号に定める場合に係る土地の面積に応じた額とする。

3 前条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、同条第2項中「目的外用途に供された土地（農用地以外への転用がされたものに限る。）の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に」とあるのは「特に」と、「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

4 前条第1項及び第1項の規定による特別徴収金の徴収方法は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県土地改良事業費分担金等徴収条例第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに施行される県営

土地改良事業について適用し、施行日前において施行されている県営土地改良事業については、なお従前の例による。

高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

高知県地域環境保全基金条例（平成2年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 知事は、第1条の目的を達成するため行う第4条各号に掲げる事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。基金に国庫に納付すべき残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、納付するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域、田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の6の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第1条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

別表第5の4の(16)の表中

体育館大アリーナ	1時間	17,820円
----------	-----	---------

を

体育館	大アリーナ	1時間	17,820円
	小アリーナ	1時間	2,400円

に改める。

別表第5備考6中「4の(15)」を「4の(16)」に改め、同表備考12中「(10)、(11)のア若しくは(13)のア」を「(11)、(12)のア若しくは(14)のア」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の表中

対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号
---------	-------------

を

対象区域	法別表第4(に)欄の号
------	-------------

に、「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第29条の表中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第41号

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年高知県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第3号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条の表5の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表7の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「1万円」に改める。

第5条の3の表1の項中「12,800円」を「12,100円」に、「6,000円」を「5,300円」に、「22,800円」を「22,100円」に、「16,000円」を「15,300円」に改める。

第7条の表1の項中「25,000円」を「22,000円」に改める。

第8条の表7の項及び21の項中「2,000円」を「1,800円」に改める。

第9条の2の表2の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表3の項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

第10条の表6の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表8の項中「2,200円」を「1,900円」に改める。

第11条の表3の項中「2,400円」を「2,100円」に改める。

第12条の表2の項中「4,600円」を「5,400円」に改める。

第13条の表7の項中「2,000円」を「1,800円」に改める。

第15条第1項中「に関する講習」を「に関する講習（以下この項において「認知機能検査従事者講習」という。）」に、「講習30分間について350円」を「1,400円（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修又はこれらに類する講習を受講した者で認知機能検査従事者講習の一部の受講の省略を希望するものにあつては、800円）」に改める。

第16条第1項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同条第2項の表中「2,750円」を「2,650円」に、「1,400円」を「1,800円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に改め、同条第3項の表1の項中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に、

法第97条の2 第1項第3号 又は第5号に	1,850円
-----------------------------	--------

該当して同項の規定の適用を受ける場合

を「

法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
---------------------------------------	--------

に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に、「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に、

法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,850円
法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,500円
法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円

を「

法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,900円
法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,500円

法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
----------------------------------	--------

に、「4,550円」を「4,800円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表2の項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表3の項中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に、「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「1,050円」を「1,000円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表6の項中

免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,500円
---	--------

を「

免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,550円
---	--------

に改め、同表8の項中「650円」を「750円」に改め、同表9の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表10の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表11の項中「23,100円」を「23,400円」に、「19,650円」を「19,500円」に、「14,500円」を「14,700円」に、「21,700円」を「21,500円」に改め、同表12の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表13の項中「14,600円」を「14,550円」に、「11,800円」を「11,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「12,750円」を「12,450円」に改め、同表14の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表15の項中「2,100円」を「1,950円」に、

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動	講習1時間について4,100円
--	-----------------

車免許を受けている者に対するものに限る。）（大型車講習、中型車講習又は準中型車講習（普通自動車免許保有者））

を「

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）（大型車講習、中型車講習又は準中型車講習（普通自動車免許保有者））

講習1時間について4,450円

に、「3,400円」を「3,500円」に、「2,450円」を「2,800円」に、

「

大型自動二輪車免許に係る講習（大型自動二輪車講習）

講習1時間について4,100円

を「

大型自動二輪車免許に係る

講習1時間について4,150円

講習（大型自動二輪車講習）

に、「1,400円」を「1,500円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「について650円」を「について750円」に、「について2,400円」を「について2,450円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

2,400円

を「

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

2,350円

に、「13,200円」を「12,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に改め、同条第5項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表3の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表4の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表6の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表備考1中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表備考2中「550円」を「500円」に、「350円」を

「300円」に改め、同条第6項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表2の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表3の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表6の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表備考1中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表備考2中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改める。

第19条の表1の項中「13,000円」を「12,000円」に改め、同表2の項中「1,900円」を「1,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第43号

高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例

高知県地域医療再生臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第77号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第44号

高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第45号

高知県土地開発基金条例を廃止する条例

高知県土地開発基金条例（昭和44年高知県条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。